

## 医師の長時間労働の是正を求める意見書

医師の働き方に関し現在、厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」（以下「検討会」という。）で「時間外労働規制のあり方について（上限時間数について）」と題し、残業時間の上限についての原案が示され、議論が行われている。本年度末までには一定の上限を定める予定となっている。

1月11日に開催された検討会では、一般の医師については一般労働者と同様に年960時間としているが、地域医療に従事する医師らの残業時間の上限については平成35年度（2023年度）末まで「年1,900から2,000時間」とする案が提出された。

月平均で160時間となり、これは来年から順次実施予定の、過労死ラインに匹敵する一般労働者の残業時間の2倍になる。

厚生労働省も現状でも年間1,920時間を超える勤務医は全体の約1割に上ると認めている。

これでは「働き方改革」ではなく現状追認でしかない。

2016年には新潟県の女性研修医が長時間労働のため過労自殺したにもかかわらず、その後も同病院が他の医師に長時間労働をさせていたという報道がある。最近では、本市にある杏林大学付属病院において、医師に労使協定を超える時間外労働をさせていたというニュースも報道された。

医師は、医師法で正当な事由がなければ診療を拒めないという「応召義務」、人の命を守るという特殊な業務であることを勘案しても、一般労働者の上限の2倍もの残業時間を、それも重要な地域医療を担う医師に認めることになると、さらなる医師の過重労働のみならず長時間労働を強いる結果となり、医師の過労死、過労自殺の増加をもたらす。

また地域医療に従事する医師数が減り、地域住民の命が守られなくなる可能性も十分ある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、過労死、過労自殺につながる医師の長時間労働の是正を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年3月26日

三鷹市議会議長 宍戸治重